

平成 21 年 11 月 30 日

資 料

(納税環境整備)

目 次

〔1. 「番号制度」〕

- ・ 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ…………… 1
- ・ 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要…………… 2
- ・ 我が国における資料情報（法定調書）制度の概要（個人に対して支払うもの）…………… 3
- ・ 「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度」の導入に当たっての主な論点…………… 4
- ・ 検討開始に当たっての課題…………… 5

〔2. 税務手続〕

- ・ 租税罰則の見直しについて…………… 6
- ・ 納税者権利憲章について…………… 7
- ・ 更正の請求期間の見直しについて…………… 8
- ・ 国税に関する不服申立制度の見直しについて…………… 9
- ・ 添付書類の簡素化等について…………… 10
- ・ 税務手続の見直しについての今後の進め方（案）…………… 11

〔補足資料〕

- ・ 個人付番されている既存の番号制度について（税務に利用する視点からの整理）…………… 12
- ・ 資料情報の範囲の見直しの必要性…………… 13
- ・ 主要国における資料情報の概要（個人）…………… 14
- ・ 最近の国税犯則事件の状況…………… 15
- ・ 最近の犯則事案（例）…………… 16
- ・ 税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）…………… 17
- ・ 他の主要な経済犯における罰則の例…………… 18

▪ 納税者憲章について	19
▪ OECD 加盟国における納税者憲章の制定状況（主な国）	20
▪ 国税に関する不服申立制度	21

1. 「番号制度」

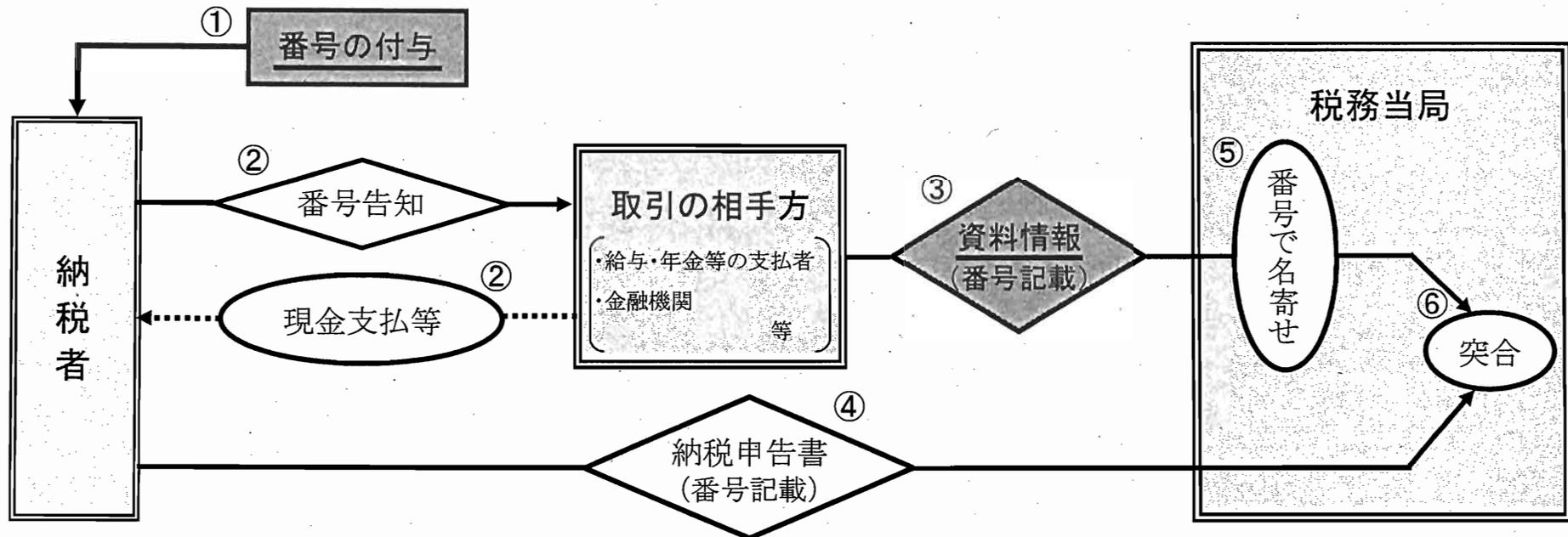
「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「番号制度」とは、納税者に広く番号を付与し、

- (1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること
- (2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



「番号」を税務面で利用するには、
「固有性」(生涯を通じ、一の納税者に確実に一つの番号が付与されていること)
「可視性」(取引に際し、その相手方(第三者)が「番号」を明示的に確認できること)
を最小限満たす必要がある。

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2009年7月現在）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 ^{（注3）} （2007年現在）	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 （9桁）	税務（一部） ^{（注1）} 、社会保険、年金等	非公表	6,089万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法 1961年
	アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億1,400万人 （累計数）	3億407万人	社会保障庁	社会保障法 1962年
	カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 （累計数）	3,161万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法 1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	個人識別番号 （10桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	918万人	国税庁	個人登録に関する 法律 1967年
	デンマーク	住民登録番号 （10桁）	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	543万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律 1968年
	韓国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,846万人	行政安全部	住民登録法 1968年
	ノルウェー	住民登録番号 （11桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	468万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律 1971年
	シンガポール	住民識別番号 （1文字+8桁）	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	459万人	内務省 国家登録局	国家登録法 1995年
	オランダ	市民サービス番号 （9桁）	税務、社会保障、住民登録等	全住民	1,636万人	内務省	市民サービス番号法 2007年 ^{（注4）}
税務番号	イタリア	納税者番号 （6文字+10桁）	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,805万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令 1977年
	オーストラリア	納税者番号 （9桁）	税務、所得保障等	約3,099万人 （累計数） ^{（注2）}	2,063万人	国税庁	1988年度税制改正法 1989年
	ドイツ	税務識別番号 （11桁）	税務	約8,100万人	8,222万人	連邦中央税務庁	租税通則法 2009年

（参考）フランスには、納税者番号制度はない。

（注1） イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

（注2） オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

（注3） カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。

（注4） オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。

未定稿

我が国における資料情報(法定調書)制度の概要
(個人に対して支払うもの)

		調書の有無	備 考
フ	給与・賃金	○	給与所得の源泉徴収票(年間支払額500万円超)
	報酬等	○	報酬・料金・契約金及び賞金(報酬等)の支払調書(源泉徴収の対象として法令上明記されている業種等のみ)
	金融所得		
	・ 利子	×	利子等の支払調書(個人が支払を受ける利子は源泉分離課税のため提出不要)
	・ 配当	○	配当等の支払調書(非上場株式等に係る少額のものを除く)
	・ 株式譲渡	○	特定口座年間取引報告書、株式等の譲渡の対価等の支払調書(1回の譲渡対価の額30万円超)
	不動産所得(家賃収入等)	○	不動産使用料等の支払調書(賃借人等が法人・不動産業者である個人の場合のみ。年間支払額15万円超)
	不動産の譲渡所得	○	不動産等の譲受対価の支払調書(譲受人が法人・不動産業者である個人の場合のみ。年間支払額100万円超)
	その他(個人の収入、資産等、公的現金給付等)		
	ロ	・ 公的年金等	○
・ その他公的現金給付 (上記公的年金等を除く)		×	失業手当・児童手当等の非課税所得は対象外
・ 事業により生じた所得 (上記報酬等を除く)		×	事業者の売上等は資料情報制度の対象外
・ 国内送金、預金の入出金		×	
・ 海外送金		○	国外送金等調書(金融機関を経由する送受金で1回あたり100万円超のもの)
・ 海外取引(金融)		×	国内の金融機関を経由して支払を受けない配当や株式譲渡対価は資料情報制度の対象外
ストック	・ 金融資産		
	・ 預貯金口座開設	×	
	・ 株式保有	×	

(注) 1. 「法定調書」とは、取引の相手方がその取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
2. 上記法定調書の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等がある。

「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度」の導入に当たっての主な論点

○ 使用する番号をどうするか

- ・ 「番号」を税務面で利用するためには、最低限「固有性」、「可視性」を満たす必要があるが、この点に照らし、既存の番号の活用や新たな番号の創設についてどう考えるか。

○ 番号を使用する取引等の範囲をどうするか

- ・ 税務当局に提出される資料情報の範囲について、所得把握を確実に行う観点から、どう見直していくか。

○ 「番号制度」を利用する行政事務の範囲をどうするか

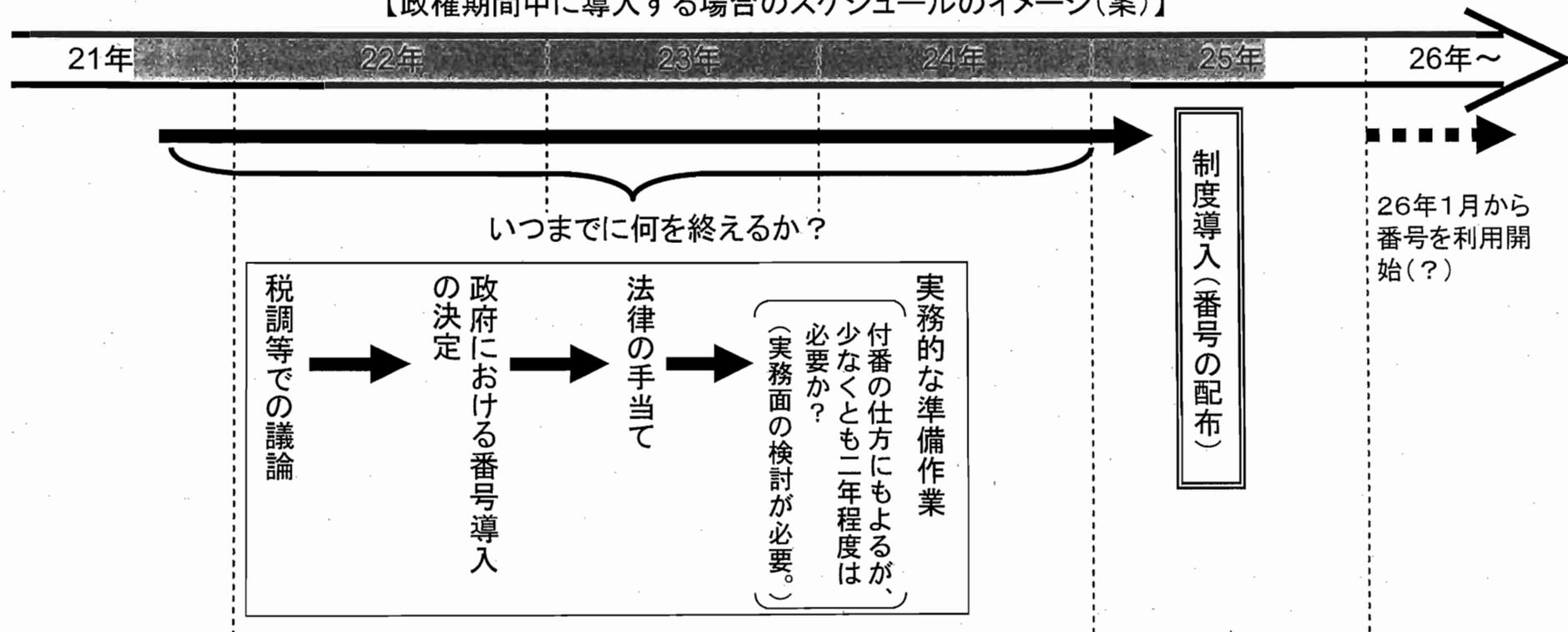
- ・ 税務行政のほか、社会保障のどの分野で共通の「番号」を利用するか。

○ プライバシー保護に関する懸念にどう答えるか

検討開始に当たっての課題

- 「番号制度」の具体化は、広範な行政分野に関わる事柄であり、関係する府省が共同で検討を進める必要があるのではないか。
- 資料情報制度の拡充を含め、専ら税務分野に関わる論点については、政府税調にプロジェクトチームを設置し、専門的な検討を進めていく必要があるのではないか。

【政権期間中に導入する場合のスケジュールのイメージ(案)】



2. 稅務手續

租税罰則の見直しについて

現 状

- 租税に関する罰則の法定刑については、昭和 56 年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。
- しかしながら、大口、悪質な脱税事件が依然として多数発生している（年間告発件数 150～200 件、1 件当たり脱税額 1 億 5 千万円程度）。最近では、大口の無申告事案、源泉所得税の不納付事案、消費税の不正還付事案が増加している。
- 他方、他の主要な経済犯（例えば、金融商品取引法、貸金業法、特許法、破産法等）をみても、近年、法定刑の引上げが行われているところであり、租税罰則の法定刑との乖離が生じている。

見直しの方向性（案）

- 上記を踏まえれば、経済社会状況の変化に対応し、一般予防効果が十分に確保できるよう、租税罰則の見直しが必要ではないか。

現行の主な犯罪類型（主な法定刑）	対応の方向性（案）
○脱税犯 (5 年以下の懲役若しくは 500 万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科)	・懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ (詐欺罪との類似性、他の経済犯の法定刑とのバランス等を考慮)
○単純無申告罪（申告書不提出） (1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金)	・脱税の故意をもって申告を行わず、脱税の結果を発生させた罪（無申告脱税犯）の創設 (脱税犯と単純無申告犯との法定刑のバランスを考慮)
○源泉所得税不納付罪 (3 年以下の懲役若しくは 100 万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科)	・懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ (業務上横領罪との類似性、他の経済犯の法定刑とのバランス等を考慮)
○不正還付の未遂 (自己名義によるものは不処罰、他人名義によるものは詐欺未遂罪として処罰)	・不正還付の未遂（又は不正な還付請求行為）を処罰する規定の創設 (詐欺未遂罪とのバランス等を考慮)

納税者権利憲章について

現 状

○OECD 報告書（「納税者の権利と義務」（2003））によれば、

- ・「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」は、「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義される。
- ・その性質については、「法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない」とされている。
- ・また、基本的な記載事項例としては、(1)納税者の権利（①情報提供等を受ける権利、②不服申立の権利、③正当税額のみを支払う権利、④予測可能性の確保、⑤プライバシーの権利、⑥個人情報の保護）、(2)納税者の義務（⑦誠実に対応する義務、⑧協力義務、⑨正確な情報・書類の期限内提出義務、⑩記帳・帳簿等保存義務、⑪期限内納付義務）、及び(3)税法上の義務不履行の場合に納税者が受けうる制裁（行政上・刑事上の制裁措置）、が掲げられている。

○現在、OECD 加盟国中、行政文書として憲章を制定している国は、30ヶ国中、23ヶ国となっている（2008年現在・OECD調べ）（G7では5ヶ国で制定（米・英・仏・伊・加））。

検討の方向性（案）

- 上記のような点を踏まえ、今後、「納税者権利憲章（仮称）」の策定に向け、趣旨・目的、記載事項、文書の位置づけ等について、実務的・専門的な検討を進めていくこととしてはどうか。

更正の請求期間の見直しについて

現 状

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利であり、期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外措置である。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

【主な更正等の期間制限】（申告納税方式による国税の場合）

区 分		期間制限（通常の場合）	脱税の場合
課税庁	増 額 更 正	法定申告期限から3年（法人税については5年）	法定申告期限から7年
	減 額 更 正	法定申告期限から5年	
納税者	修 正 申 告	法定申告期限から5年	—
	<u>更 正 の 請 求</u>	<u>法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）</u>	

主な論点

- 申告納税制度の下では、税務当局は、納税者からの申告を受けて事後的に調査・是正を図ることが予定されており、現行制度では、税務当局が増額更正できる期間は原則3年間（法人税は5年間）とされている。他方、税務当局が減額更正できる期間は5年間とされている。
 納税者の視点に立ち、納税者から更正の請求ができる期間の延長を検討するに当たっては、これらの期間とともに整合的な見直しを行う必要があるのではないか。
- 更正の請求期間を延長する場合、更正処分に対する不服申立期間（現行2月間）を経過した後においても更正の請求が行えることとなり、事実上、不服申立期間が延長されることと同じこととなるが、この点について、納税者の権利救済と法律関係の早期安定との要請に照らし、どのように対応すべきか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

国税に関する不服申立制度の見直しについて

現 状

- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」がこれを行うこととしている。

主な論点

- 国税の不服申立制度のあり方の見直しに当たっては、納税者の視点に立ち、納税者の簡易・迅速な救済や、争訟の合理化といった観点から、そのあり方を総合的に検討することが必要。
- また、国税不服審判所における審理の客観性・公正性を一層高める観点から、どのような見直し
が考えられるか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

添付書類の簡素化等について

- 近年、住宅ローン控除等の税制特例の適用を受ける際の添付書類である住民票の写しについて、パスポート取得時等と同様、省略できないかとの要望が多く寄せられている。
- このような要望に応えるため、国税事務においても、パスポート発給事務等と同様に、住民基本台帳ネットワークから情報を取得できるようになれば、多くの納税者にとって利便があり、行政の効率化にも資する（この実現のためには、住民基本台帳法の改正が必要）。

【税務署における住民票の写しの利用件数】

- 納税者による取得 年間約 80 万件
(税制特例の申告などの際に必要)
- 税務職員による取得 年間約 40 万件
(還付処理や納税申告書審査に利用)



- 紙ベースの住民票のやりとりに代えて、税務署が電子的に情報を取得（納税者による住民票の写しの取得・提出は不要）。
- 税務署から、直接、地方公共団体の共同システムに接続（官官での情報のやりとり）。

【住基ネットを利用している行政事務】

- ・ パスポートの発給申請
- ・ 厚生年金、国民年金等の支給
- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 司法試験
- ・ 建設業法による技術検定

など、約290事務

(平成21年8月19日現在)

税務手続の見直しについての今後の進め方（案）

- 納税者の税制に対する信頼を一層確保するためには、「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえ、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要。
- 税務手続の見直しに関しては、「租税罰則」、「納税者権利憲章」、「更正の請求期間」、「国税に関する不服申立制度」、「添付書類の簡素化等」など、多岐にわたる検討事項がある。
- これらの事項は、相互に関連し、実務的・専門的な多岐にわたる論点があるものが多いが、22年度改正で措置できるものは、年末までに取り組む必要がある。
- さらに、それ以外の事項については、基本的には、来年から、政府税調に実務的・専門的な検討の場（PT）を設けて検討していく必要があるのではないか。